第５章　紛争解決手続

（代理人）

第32条　第18条の規定は、規則第59条第２項で準用される規則第38条第２項の場合に準用する。

２　第20条の規定は、規則第60条第２項で準用される規則第39条第３項の場合に準用する。

（申立て）

第33条　規則第60条第１項第４号に規定する細則で定めるものは、次に掲げる事項とする。但し、第２号から第４号に掲げる事項については、申立人が協会員等である場合に限る。

⑴　申立てに係る紛争解決手続の当事者である契約者等と協会員等の間で、紛争解決手続開始の申立て前に、当該申立てに係る紛争に関し直接の交渉があった場合には、その旨及びその概要

⑵　申立てに係る紛争解決手続の目的となった請求に係る訴訟が提起されている場合にはその旨、係属裁判所及び当該訴訟の程度

⑶　申立てに係る紛争解決手続の目的となった請求に係る調停が係属している場合にはその旨、係属裁判所及び当該調停の進行の状況

⑷　申立てに係る紛争解決手続が、既にＡＤＲ等が開始されている紛争を目的とするものである場合には、その旨、当該ＡＤＲ等が開始された指定紛争解決機関等又は仲裁機関及び当該ＡＤＲ等が開始された年月日

２　規則第60条第３項により紛争解決手続について説明する場合には、規則第60条第３項に定める事項を記載した書面を交付若しくは送達し又は申立人の同意を得て当該事項につき電磁的記録を提供する方法により行う。

３　規則第60条第３項第７号に掲げる事項は、次の事項とする。

⑴　紛争解決手続開始の申立ては、規則に定める事由があるときには補正を求められ、補正がなされない場合には申立ての受付が保留されること及びその事由

⑵　紛争受付課において申立てにつき補正を求めた場合には委員会に不服を申し立てることができること。

⑶　紛争解決委員は、あらかじめ定められた順番に従い紛争解決委員候補のうちから選任されること。

⑷　紛争解決委員候補の氏名その他第６条に定める事項

（苦情処理手続からの移行申立て）

第34条　規則第61条第１項に定める移行申立書は、別紙様式第９号のとおりとする。

２　規則第61条第２項により移行申立書を提出する場合において、移行申立ての時点から新たに代理人を選任したときには、第20条に定めるところに従い代理権限を証する書面を提出しなければならない。

（協会員等が紛争解決手続に応諾しない場合の通知）

第35条　第24条の規定は、規則第62条第１項の通知を受けた協会員等が、紛争解決手続に応じないこととした場合に準用する。この場合において、「苦情処理手続」とあるのは「紛争解決手続」と、「苦情受付課」とあるのは「紛争受付課」と読み替える。

（解任）

第36条　規則第68条第３項に規定する細則で定める事項は、以下の各号に掲げる事項とする。

⑴　解任を申し立てる者の氏名

⑵　解任を求める紛争解決委員の氏名

⑶　解任を求める理由

⑷　解任申立ての年月日

（紛争解決委員の選任の通知）

第37条　規則第75条第２項による紛争解決委員の選任の通知は、口頭、書面の交付若しくは送達又は電磁的記録の提供の方法によって行うことができる。

（資料等の提出）

第38条　規則第83条第１項の請求により又は同条第２項の規定に基づき報告書又は物件を提出する場合には、紛争受付課を経由して行うものとする。但し、聴聞期日に出席している当事者にあっては、直接紛争解決委員に対して提出することができる。

２　報告書又は物件を提出する当事者は、提出に際し、当該報告書又は物件の返還を求めるか否かを明らかにしなければならない。また、提出しようとする物件につき、以下の事項を明らかにするよう努めるものとする。

⑴　作成者及び作成年月日

⑵　原本又は写しの別

⑶　紛争との関連性

（直接交渉）

第39条　第26条の規定は、規則第86条で準用される規則第48条の場合に準用する。

（協会員等の報告義務）

第40条　規則第87条第１項第12号に規定する細則で定める事由は、以下の甲欄に掲げる事由とし、細則で定める事項は、以下の乙欄に掲げる事項とする。

	甲	乙
⑴	当該協会員等が貸金業を廃業し又は貸金業法第24条の６の５第１項に定める処分を受けた場合	廃業又は登録取消処分を受けた旨及びその年月日
⑵	当該協会員等の氏名、名称若しくは商号、住所、電話番号又は代表者を変更した場合	当該変更した事項

（和解契約書）

第41条　第27条の規定は、規則第87条第４項に定める和解契約書につき準用する。

（契約者等による報告）

第42条　規則第88条第１項第５号に規定する細則で定める事由及び事項は、当該契約者等の氏名、名称若しくは商号、住所、電話番号又は代表者を変更した場合における当該変更した事項とする。

（和解書）

第43条　規則第89条第２項又は規則第90条第４項により紛争解決委員が和解書を作成する場合には、当該和解の条項を記載した書面３通を作成し、当事者双方の署名若しくは記名及び捺印をさせ又は紛争解決委員が当事者双方が当該条項を受諾した旨及びその年月日を認証し署名捺印をしなければならない。

（紛争解決手続の終了）

第44条　規則第91条第２項に規定する細則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

⑴　規則第91条第１項各号のいずれに該当するかの別

⑵　規則第91条第１項第２号のうち裁判外の和解以外のものを理由とする場合には、係属した裁判所、事件番号、事件名及び判決の言渡しの日又は調停若しくは和解の成立した日

⑶　規則第91条第１項第２号のうち、裁判外の和解を理由とする場合には、当該和解の成立日

⑷　規則第91条第１項第３号から第５号のいずれかに掲げる事由による場合には、該当する具体的な事実

（申立ての取下げ）

第45条　規則第92条第１項により申立てを取り下げる場合には、申立人の署名又は記名及び捺印をした書面を提出するものとする。但し、申立人に代理人がある場合であって、当該代理人が申立ての取下げについて権限を有する場合には、代理人の署名又は記名及び捺印でこれに代えることができる。

２　規則第92条第１項に規定する細則で定める事項は以下に掲げる事項とする。

⑴　申立人の氏名

⑵　当該紛争解決手続を特定する事項。但し、申立人が貸金業相談・紛争解決センターから事件番号及び事件名の通知を受けている場合には、当該事項

⑶　申立てを取り下げる旨

⑷　申立てを取り下げる年月日

⑸　代理人がある場合には代理人の氏名

（資料等の閲覧謄写）

第46条　第29条の規定は、規則第95条第１項により資料等を閲覧し又は謄写する場合に準用する。

（手続実施記録）

第47条　第30条第１項の規定は、手続実施記録につき準用する。この場合において第30条第１項に「規則第55条」とあるのは、「規則第96条」と、「苦情処理手続の記録」とあるのは、「手続実施記録」と、「和解契約書」とあるのは「和解書」と、「回答書」とあるのは「答弁書」と読み替える。

２　規則第96条第１項第６号に定める紛争解決手続の実施の経緯には、以下の事項を記載しなければならない。

⑴　紛争解決手続を実施した日時及び場所又は文書の送付、電子メールの送信又は映像若しくは音声の送受信の方法により紛争解決手続を実施した場合にあってはその旨及びその方法